

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係21 返還交渉前史（対米・対内）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43734

下田大使意見具申

極秘

- 注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事外官 房
 務次官 審長
 人計会 領
 文電領 旅
 参 資 營
 長 領
 子 北 東
 長 中 西
 北
 中 参 南
 中 住
 歌 参 英
 長 頭 東
 近 近
 長 参 國 米 7
 次 商 國 米 7
 調 統 フ 近
 長 参 経 贈 贈
 協 政 技 賞 債
 長 國 贈 贈
 参 参 倫 経
 長 参 規 経
 國 参 學 社 專
 長 政 益 科
 備 参 内
 長 道 外
 文 文
 長

総番号(T.A) 27791
 67年7月13日 20時50分 ワシントン 発
 67年7月14日 10時33分 本省 着 米北

主管
 外務大臣 閣 下田(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

沖繩問題 (意見具申)

第1849号 暗 至急
 往電第1820号 に関し

オキナワ問題の当面の取扱い等に関する本使の見次を通
 り具申する。1. 米政府当局においては近く日本側よりオキ
 ナワ施政権返かん方の要請あるものと予想し、既に内内これ
 が対処方策の検討を開始しおる旨のうわさは、本使着任以来
 しばしばみみにするところであるが、11日米訪せるワシ
 ントン・ポストのHARRISON記者(国際問題を担当し、
 現在1年の期間をもってBROOKING INSTITU
 TIONに outward)は右うわさをこう定し、本使より米政府
 当局とは国務省を指すものかとたずねたのに対し、国防省当
 局をも含む旨答え、また12日米訪のA. P. DAVIS
 記者は、日本政府がオキナワ基地の自由使用を認めさえすれ
 ば、施政権返かん方の要請にも好意的に対処すべしとする意
 見が米関係当局者間に強まりつつある旨述べた。

2. 冒頭往電バンデイ次官補との会談においては、従来わが

下田バンデイ次官補会談

極秘

- 注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

方に判明しおる点以外殆んど何れ新しき点を SOUND O
 UTし得ず、ただオキナワ問題を取り上げべき機は十分じゆ
 くしおるとの印象を得たにとどまつたところ、現段階におい
 てこれ以上つき進んで米側意向を打しんせんとせば、わが方
 より何らかの具体案を提出する以外もはや方法なしと存ぜら
 れる。

ついでには2カ月後に迫りおる貴大臣の御訪米の機会にオキナ
 ワ問題の一步前進に資するごとき会談が行われるためにはこ
 の際例えば事務当局試案のごとき形式のものにつき、事務的
 レベル(東京におけるトウゴウ局長または当地におけるスノ
 ベ公使のレベル)において早目に米当局と当りみることとせ
 られるのが時ぎに適した措置かと存ぜられる。

3. オキナワ潜在議席に関する法案は、近く貴大臣ついでが
 トウ総理御自身訪米せられ、正式にオキナワ問題を取り上げ
 られんとするやさきの立法措置としてははなはだしく時機を
 失したるものと言わざるを得ず、また前記1.のごとき米側
 空気にもかんがみ、最早米に対するいやがらせにすらなり得
 ず、全く見放しに等しき措置として失しよ
 うをかうのみと存ぜられるにつき、種種いささつはおありの
 ごとと存ずるも、同法案はこれをにぎりつぶさるようお取
 り計らい方切望にたえない。

(13)

(2)

外務省

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

- 大政事外(官)房
- 事務次官
- 大臣官舎審長
- 備人計会領審
- 文電領
- 国参資
- 長参
- ア参北東
- 長参中西
- 北参保
- 中参南
- 長参中住
- 欧参英
- 長参西東
- 近参近
- 経次商国次ア
- 二カ
- 調統ラ
- 総国統ラ
- 長一通ス
- 経参経賠賠
- 協政技
- 長国賠経
- 条参協
- 長条規
- 国参軍社専
- 長政経科
- 情参内
- 長道外
- 文文
- 長

総番号(TA) 27775
 67年 7月 13日 20時 55分 ワシントン 発
 67年 7月 14日 10時 50分 本省 着 米北

外務大臣殿 下田大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題(意見具申)

号外 暗
 サイトウ官ぼう長へ
 往電第1849号サトウ総理の御高らんにも供せられるよう
 お取り計いを得たし。

(3)